



六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）

が六角橋商店街連合会臨時総会において決定しました！

（※ ルールの名称を25年度に検討する「全体区域」と区別するために「六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）」としました。）

六角橋商店街連合会では、平成24年10月～11月にかけて、「六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）」の策定に向け、以下の様な活動を行いました。

■ **説明会の開催（10月5日・6日）**：六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）の概要や地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりルール・組織認定等の説明、神奈川大学の協力で実施したまちなみ調査の報告を行いました。

■ **意向確認アンケートの実施（11月）**：六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）認定対象者に向け、ルール（1-11 区域）に関する意向確認アンケート調査を行いました。アンケートは、下記の集計結果となり、多くの対象者の方々から賛成を頂きました。

■ **臨時総会の開催（11月26日）**：六角橋商店街連合会において臨時総会を開催しました。協議では、六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）に定められたビジョン・ルール・運営組織に関して決議を行いました。また、総会において、六角橋商店街地区まちづくりルール審査委員会が設立しました。

■ **今後の予定 推進委員会への準備（2013年3月6日）等**：六角橋商店街連合会では、来年3月6日に行われる地域まちづくり推進委員会でのルール・組織認定に向け準備を行っていきます。また次年度は、平成24年度に策定された六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）の運用の他、六角橋商店街連合会全体区域を対象にした「六角橋商店街連合会地区まちづくりルール（全体区域）」認定に向け、検討を行っていきたいと思います。（裏面参照）



説明会の様子：神奈川大学学生によるまちなみ調査報告



六角橋商店街連合会臨時総会の様子

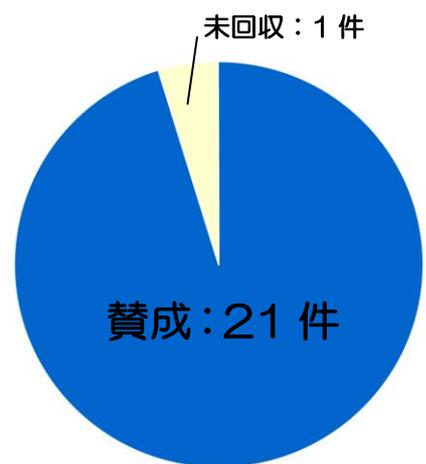
六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11 区域）に関する意向確認アンケート集計結果

■集計結果

H24.11.26 時点

アンケート回収：
21 件

(対象：
六角橋商店街地区
まちづくりルール
(1-11 区域)
認定対象者：
22 件)



■意見・要望など

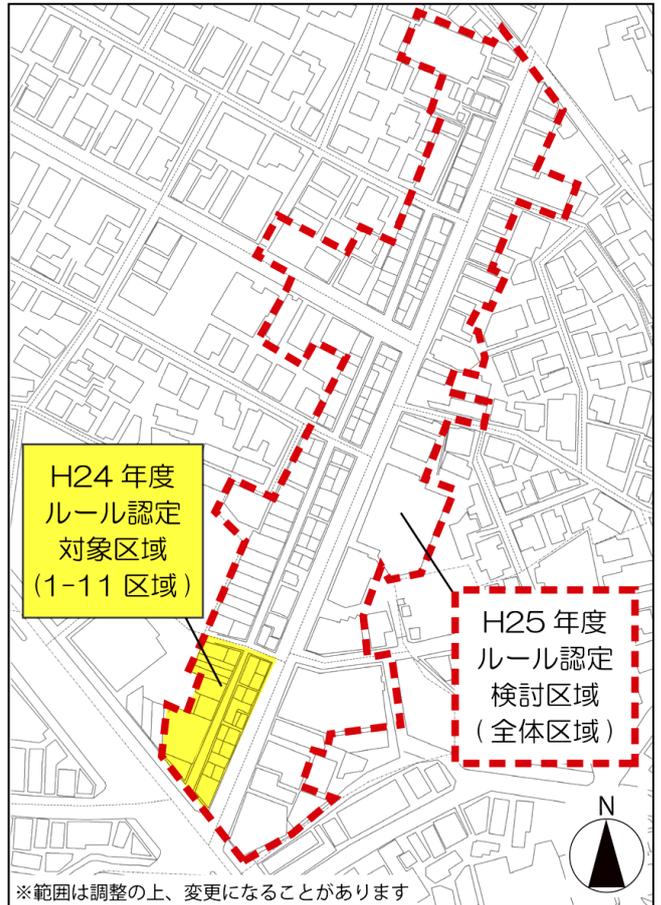
六角橋商店街を盛り上げるための仕掛け・仕組みづくり／次世代へのまちづくり推進に向けた商店街内の連携・協力／新店舗の入店推進／空き店舗活用／閉店時間の見直し／敷地内・通路内占有物の整備／路上駐車取締り／駐車場の整備／休憩所整備／防災への配慮／防火対策・確認の徹底／ルール適用時の申請・指導の円滑化

ルールの対象区域と認定スケジュールについて

- H24 年度 ルール認定対象区域 (1-11 区域)
- H25 年度 ルール認定検討区域 (全体区域)
- H24 年度 ルール運用組織 (六角橋商店街連合会) 区域

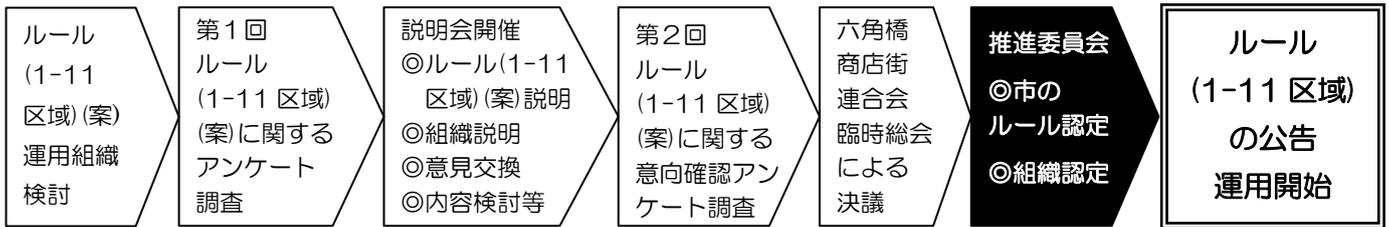
平成24年度のルール認定対象区域 (1-11 区域) は、横浜市神奈川区六角橋1丁目11番の内、黄色の区域が対象となります。平成25年度は、赤い点線で囲まれた六角橋商店街連合会全体区域をルール認定対象区域 (全体区域) として検討していきます。

また、平成24年度よりルール運用組織として、六角橋商店街連合会を認定します。ルールは、平成25年度初めからの運用開始を予定しています。



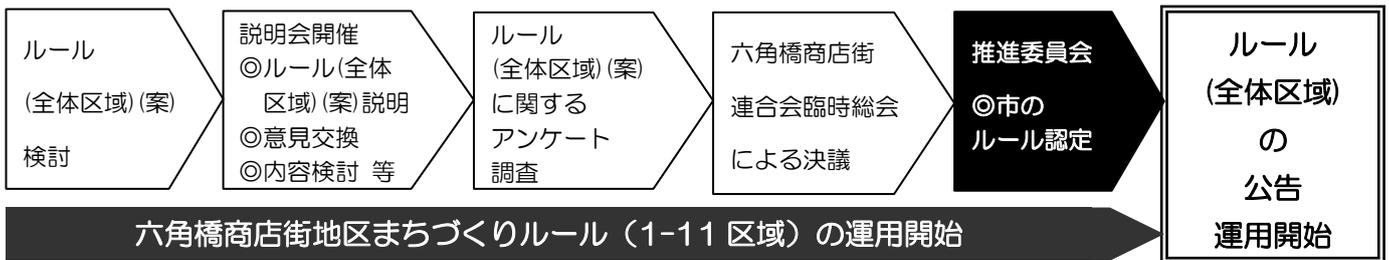
H24 年度 スケジュール

- H24 年度 ルール認定対象区域 (1-11 区域)
- H24 年度 ルール運用組織区域



H25 年度 スケジュール

H25 年度 ルール認定検討区域 (全体区域)



ルール認定を受けた場合の審査の流れ

ルール認定を受けた対象区域内 (1-11区域はH25年度からを予定) では、ルール適合について、原則、建築確認等の申請の40日前までに申請を行い、「六角橋商店街地区まちづくりルール審査委員会」にて審査を受ける必要があります。

